

お知らせ

小児医療福祉費(小児マル福)制度を拡充します

県と市では、子育て世代の医療の安心を確保するため、出生から小学6年生までの入院・外来及び中学生の入院を対象として、小児医療福祉費(小児マル福)制度を実施し、医療費の一部負担金を助成してきました。

市では、さらに経済的な負担の軽減を図るため、10月診療分から独自に対象を拡充し、中学生の外来の医療費の一部負担金を助成します。

これに伴い、現在入院のみ有効の受給者証をお持ちの方には、外来のみ有効の受給者証を郵送しました。

県内の医療機関(病院・歯科医院・保険薬局等)にかかるときは、必ず提示いただくようお願いいたします。

問 本庁 医療保険課医療保険G

☎52-1111 内線163

常陸大宮市一斉クリーン作戦にご協力ください

きれいで住みよいゴミのないまちづくりのために、市内全域で清掃活動を行います。

各地域での清掃活動に、ご参加いただきますようお願いいたします。

【日時】 10月18日(日) 8:00～10:00

地区によって、開始時間が異なる場合があります。

※当日、朝6:05に防災無線で実施または延期の放送をします。

[雨天の場合10月25日(日)]

○実施方法

環境保全推進委員長(副区長)を中心に、道路や路肩等に捨てられているごみ等を収集し、燃えるごみ、燃えないごみ(ビン類・カン類等)に分け、各地域の定めた場所に置いてください。

問 本庁 環境課環境推進G ☎52-1111 内線123

山支 市民福祉課市民G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課市民G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課市民G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課市民G ☎55-2111(代表)

歳末たすけあい援護金の申請について

明るいお正月を迎えられるようにと、歳末たすけあい募金運動で集められた募金の中から、生活に支援を要する世帯に対して援護金の配分を行います。対象となる世帯の方は、下記により申請してください。

○配分の対象となる世帯

在宅であって、10月1日現在下記の3つの条件いずれも満たしている世帯が対象となります。

- (1) 市内に6か月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税で、次に掲げるア～オの条件のいずれかに該当する世帯

ア. 満75歳以上でひとり暮らしの高齢者世帯

イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯

ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯

エ. 重度障害者のいる世帯

①身体障害者手帳1級または2級

②療育手帳AまたはA

③精神障害者保健福祉手帳1級

オ. 母子・父子家庭世帯

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所もしくは長期入院(6か月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

○援護金額と配分の方法

援護金の金額は、今年度の歳末たすけあい募金の額により決定し、12月中に民生委員が手渡しで配分します。

○提出書類 歳末たすけあい援護金配分申請書

※申請書はお住まいの地区を担当する民生委員、または市社会福祉協議会本所・支所にあります。その他9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています。

○受付期間 10月1日(木)～30日(金)

○提出方法

上記の提出書類をお住まいの地区を担当する民生委員、または市社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。

申請について、不明な点は下記までお問い合わせください。

問 【大宮地域】社協 本所 ☎53-1125

【山方地域】社協 山方支所 ☎57-6826

【美和地域】社協 美和支所 ☎58-3311

【緒川地域】社協 緒川支所 ☎56-2857

【御前山地域】社協 御前山支所 ☎55-2733

〈記号の見方〉

問：問い合わせ **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方総合支所 **美支**：美和総合支所 **緒支**：緒川総合支所
御支：御前山総合支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方事務所 **教美**：美和事務所 **教緒**：緒川事務所 **教御**：御前山事務所
かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ